

信州大学医学部附属病院臨床研修評価・修了基準

(趣旨)

第1条 信州大学医学部附属病院（以下「本院」という。）では、「医師法第16条の2第1項に規定する臨床研修に関する省令の施行について（平成15年6月12日付け医政発第0612004号）」により、本院臨床研修プログラム修了の考えについて定める。

(修了認定基準)

第2条 研修医が修了する際に、次の各号に掲げる修了認定の基準項目を満たすものとする。

- 一 研修を行ったすべての研修診療科について、EPOCの入力をしていること。
- 二 研修目標のうち必修項目を全て経験していること。
- 三 経験が求められる疾患・病態のうち、必修項目については全て経験していること。また、その他の項目を含めて、7割以上の経験をしていること。
- 四 30項目の必修レポート及び外科手術症例レポートのすべてを提出していること。
- 五 CPCレポートを提出していること。
- 六 ICLS、緩和ケアセミナー、クルズス等の必須のセミナー、講習会に参加していること。

(研修修了評価)

第3条 研修実施期間の評価について、病院長は、研修医が研修期間の間に、次の各号に掲げる休止期間の上限を減じた日数以上の研修を実施しなければ修了と認めてはならない。

一 休止の理由

研修休止の理由として認めるものは、傷病、妊娠、出産、育児その他正当な理由（研修プログラムで定められた年次休暇を含む）であること。

二 必要履修期間等についての基準

研修期間を通じた休止期間の上限は90日（研修機関（施設）において定める休日は含めない）とする。また、各研修分野に求められている必要履修期間を満たしていない場合は、休日・夜間の当直または選択科目の期間の利用等により、あらかじめ定められた研修期間内に各研修分野の必要履修期間を満たすよう努めなければならない。

三 休止期間の上限を超える場合の取扱い

研修期間終了時に当該研修医の研修休止期間が90日を超える場合には、

未修了とする。この場合、原則として引き続き同一の研修プログラムで研修を行い、90日を超えた日数分以上の日数の研修を行う。

(目標達成度の評価)

第4条 臨床研修の目標(臨床医としての適性を除く)の達成度の評価は、個々の目標については、研修医が医療の安全を確保し、かつ患者に不安を与えずに行うことができる場合に当該項目を達成したと考えるものである。また、研修医が、あらかじめ定められた研修期間を通じ、各目標について達成したか否かの評価を行い、少なくともすべての必修項目について目標を達成しなければ、病院長は当該研修医の臨床研修の修了を認めてはならない。

(適性の評価)

第5条 臨床医としての適性の評価については、病院長は、研修医が次の各号に該当する場合は修了を認めてはならない。なお、臨床医としての適性の評価は非常に困難であり、十分慎重に検討を行う必要がある。このため原則として、当該研修医が本院で最初に臨床研修を行ったのであれば、その程度が著しい場合を除き臨床医としての適性の判断を行うべきではなく、少なくとも複数の臨床研修病院における臨床研修を経た後に評価を行うことが望ましい。

一 安心、安全な医療の提供ができない場合

医療安全の確保が危ぶまれ、または患者との意思疎通に欠け不安感を与える場合等には、まず、指導医が中心となって、当該研修医が患者に被害を及ぼさないよう十分注意しながら、指導・教育する。十分な指導にもかかわらず、改善せず、患者に被害を及ぼす恐れがある場合には、卒後臨床研修管理委員会において審議し、病院長はその報告に基づき、当該研修医の臨床研修を中断することや臨床研修未修了と判断することもやむを得ないものとする。

一般常識を逸脱する、就業規則を遵守できない、チーム医療を乱す等の問題に関しては、まず、十分指導・教育を行う。原則として、あらかじめ定められた研修期間を通じて指導・教育し、それでもなお医療の適切な遂行に支障を来す場合には、卒後臨床研修管理委員会において審議し、病院長はその報告に基づき、当該研修医の臨床研修を中断すること又は臨床研修未修了と判断することもやむを得ないものとする。

また、重大な傷病によって適切な診療行為が行えず医療安全の確保が危ぶまれ、又は患者に不安感を与える等の場合にも、未修了や中断の判断もやむを得ない。なお、傷病またはそれに起因する障害等により本院では研修不可能であるが、それを補完・支援する環境が整っている他の臨床研修病院では研修可能と卒後臨床研修管理委員会にて判断された場合には、病院長は、

当該研修医が中断をして病院を移ることを妨げない。

二 法令・規則が遵守できない者

医道審議会の処分対象となる者の場合には、医師法第7条の2第1項の規定に基づく再教育研修を行う。再教育にも関わらず改善せず、患者に被害を及ぼす恐れがある場合には、未修了・中断の判断もやむを得ない。

(修了認定)

第6条 臨床研修の修了認定については、信州大学医学部附属病院臨床研修運営内規第24条の定めるところによる。

2 臨床研修の修了に際し、プログラム責任者は、次の各号に掲げる当該研修医の評価を確認の上で、卒後臨床研修管理委員会へ報告をする。卒後臨床研修管理委員会では、総合評価を行い、臨床研修修了を判定する。病院長は、卒後臨床研修管理委員会での判定に基づき研修修了を認定し、当該研修医に臨床研修修了証を発行する。

一 研修における修了認定の基準とする項目が達成されていること。

二 研修実施期間の評価、臨床研修の到達目標の達成度評価、臨床医としての適性評価の実施

附 則

この基準は、平成29年11月3日から施行する。